

## 長野県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

### 第1 事業目的

この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について（平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）」に基づき、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、予算の範囲内において事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事業内容

#### 1 肝炎ウイルス検査

県は、肝炎ウイルス相談・検査事業実施要領（平成27年3月16日付け26保疾第1074号保健・疾病対策課長通知）に基づき実施する。

#### 2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

県は、肝炎ウイルス相談・検査事業実施要領（平成27年3月16日付け26保疾第1074号保健・疾病対策課長通知）に基づき実施する。

#### 3 陽性者フォローアップ事業

##### (1) 陽性者のフォローアップ

###### ア 実施方法

保健所が、別紙様式1による同意書により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得た対象者に対し、別紙様式2による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

###### イ 対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者

(ア) 1によりB型肝炎ウイルス検査において「陽性」又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

(イ) (2)の初回精密検査又は定期検査費用の請求により把握した陽性者

(ウ) その他、市町村や医療機関等で実施する肝炎ウイルス検査（職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）を含む。）を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

なお、フォローアップの対象者を市町村へ情報提供することにより、健康増進事業におけるフォローアップの対象とすることができるものとする。

##### (2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

###### ア 実施方法

(ア) 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法

律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、イの（イ）に該当する者については、1回につき、次の a に規定する額から b に規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、オ（イ） b の課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

## イ 対象者

### （ア）初回精密検査

県内に住所を有し、以下の a、b、c 及び d のいずれかの要件に該当する者

a 本事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス健診において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（b）1年以内に、県又は長野市又は松本市（以下「県等」という。）が行う肝炎ウイルス検査若しくは市町村が行う健康増進事業における肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

（c）県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町村が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（b）1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（b）原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

（a）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（b）原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

（c）（1）の陽性者のフォローアップに同意した者

### （イ）定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

- b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- d 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町村が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者
- e ウイルス肝炎医療費給付事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

<検査項目>

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e 抗原、HB e 抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
超音波検査	断層撮影法（胸腹部）	

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

1年度2回（(ア)の検査を含む）

オ 検査費用の請求について

(ア) 初回精密検査

- a 本事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

上記アの規定により検査費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、別紙様式3-1による肝炎検査費用請求書（以下「請求書」という。）に、医療機関の領収書、診療明細書、結果通知書及びフォローアップ事業参加同意書又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

- b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎

ウイルス検査の結果通知書、別紙様式3-2による職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）及びフォローアップ事業参加同意書又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

なお、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式3-3により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し及びフォローアップ事業参加同意書又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

なお、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合対象者は、別紙様式3-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書及びフォローアップ事業参加同意書又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

(イ) 定期検査

a 申請者は、別紙様式3-4による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）の住民票の写し、フォローアップ事業参加同意書又はその写し、次項に定める課税等証明書等及び別紙様式4による医師の診断書を添えて、知事に提出するものとする。

b 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

(a) 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、世帯構成員に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式5による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。なお、マイナンバーを用いた情報連携を実施できる体制が整い次第、これらの提出を省略できるものとする。

(b) 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

① 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

② 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

③ 平成30年9月から令和2年12月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定に当たっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父と

なった男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第 11 号イに定める寡婦又は同項第 12 号に定める寡夫とみなして、同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第 3 項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

c 申請者は請求の際、上記 a 及び b によらず、以下の要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

i 医師の診断書

以前に県から定期検査費用の支払いを受けた場合（以前支払を受けた時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。）

ii 世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に県へ提出した書類と同様の内容である場合。

なお、いずれも同一年度内に提出された場合とする。

(i) 1 回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(ii) ウイルス肝炎医療費給付実施要綱による受給者証の交付を受けた場合

(ウ) その他

初回精密検査費用及び定期検査費用の助成に当たって行う医療保険の加入関係の確認は、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うものとする。また、経過措置として、令和 6 年 12 月 1 日時点で発行されている健康保険証は最大で 1 年間、従前のおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。なお、マイナンバーを用いた情報連携を実施できる体制が整い次第、これによる確認も行えるものとする。

カ 検査費用の支払いについて

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、請求のあった指定の口座に支払うものとする。

キ 書類の経由

この要綱により知事に提出する書類は、対象者の住所地を管轄する保健所の長（長野市及び松本市にあつては、市長）を経由するものとする。

### 第 3 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めることとする。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附 則 （平成 31 年 3 月 27 日保疾第 1232 号通知）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 4 月 1 日保疾第 194 号通知）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日感第 27 号通知）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 12 月 2 日感第 266 号通知）

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 6 月 24 日疾感第 429 号通知）

この要綱は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円